

# 令和5年度 第7回 正副会長会

日時：令和5年10月11日（水）  
午後4時00分～5時00分

会場：板橋法人会館3階会議室

正副会長	森田、武居、 姫野、瓜生、 山上、奥積
------	---------------------------

次 第

※資源保護のため、両面印刷している資料があります。

○司会進行：武居総務担当副会長

## I. 会長挨拶

## II. 議 題

1. 前回正副会長会審議結果概要【資料1】
2. 審議事項
  - (1) 令和6年度事業の基本方針及び主要施策の検討【資料2】
  - (2) 令和6年度予算編成方針の検討【資料3】
  - (3) 加入増強報奨金支給規程の一部変更について【資料4】
  - (4) 正副会長会等審議予定について【資料5】
3. 所管事項報告  
委員会・部会関連の報告
  - (1) 前回の正副会長会以降開催された委員会等について【資料6】
  - (2) 総務委員会事業【資料7】
  - (3) 事業研修・税制委員会事業【資料8】
  - (4) 厚生委員会事業【資料9】
  - (5) 組織・広報委員会事業【資料10】
  - (6) 社会貢献委員会事業【資料11】
4. 調整事項
5. 報告事項
  - (1) 板橋区簡易型BCP導入に向けての進捗状況について【資料12】
  - (2) 板橋交通安全協会への加入について
  - (3) 東法連第4ブロック合同会議について【資料13】
  - (4) 東法連「令和6年度税制改正提言事項」の地元国会議員並びに  
地方自治体に対する提言活動実施について（予定）【資料14】
  - (5) 利益相反取引の報告【資料15】
  - (6) 納税表彰式への参加について（開催案内[案]・案内対象範囲）【資料16】
  - (7) 署長講演会の開催について（開催案内[案]）【資料17】
  - (8) 会員の状況（東法連報告数値）について【資料18】
6. 連絡事項

Ⅲ. 次回日程（※次回以降の会議の開催日時の場合）

会 議 名	日 時	会 場
正副会長会	11月 9日（木） 16:00～17:00	法人会館 3階会議室
常任理事会	11月16日（木） 16:00～17:00	法人会館 3階会議室
正副会長会	12月14日（木） 16:00～17:00	法人会館 3階会議室
ブロック別支部長会	12月19日（火） 17:00～17:15	よし邑
理事会	12月19日（火） 17:15～18:00	よし邑
情報交換会(忘年会)	12月19日（火） 18:00～	よし邑
正副会長会	1月11日（木） 16:00～17:00	法人会館 3階会議室
常任理事会	1月18日（木） 16:00～17:00	法人会館 3階会議室

新年賀詞交歓会	1月22日（月） 18:00～20:00	板橋区立文化会館
---------	----------------------	----------

## 令和5年度 第6回 正副会長会 審議結果概要

【令和5年9月21日（木）・森田、武居、姫野、山上、瓜生、奥積】

### 1. 審議事項

(1) 9月29日（金）理事会・意見交換会の開催について

⇒日程変更について事務局長よりお詫びを申し上げ、出席者が少ないことについては出席を改めてお願いする文書を作成することとなった。（案内文書は9月25日（月）に発送、最終的に理事会の出席者は理事33名中19名、意見交換会の出席者は税務署5名、法人会30名（事務局員5名含む）の合計35名となった。

(2) 利益相反取引の承認について

⇒会長の指摘によりNTSに確認したところ利益相反取引にあたるとの確認が取れたためセントラルフーズさんいちによるケータリングサービスについて理事会で承認を取る事となった。（意見交換会については実施日の承認となった。通常総会、全体委員会分については事後承認の形となった）

(3) 板橋区簡易型BCP導入における中核事業の位置づけについて

⇒事務局長より9月13日（水）に実施した第一回目の打ち合わせの報告があった。第2回目の10月6日（金）に事務局としてのBCPの大枠を組んでから次回の正副会長会以降設定することとなった。

(4) 正副会長会等審議予定について

⇒事務局長より説明。次回日程の説明の際、一部変更があった。下記参照。

### 2. 所管事項報告

委員会・部会関連の報告

⇒各委員長より報告がありました。特記事項のみ下記。

(1) 前回の正副会長会以降開催された委員会等について

(2) 総務委員会事業

(3) 事業研修・税制委員会事業

⇒10月19日（木）の講演会の講師の発表、役員懇談会について説明があった。知っ得塾塾について委員長名でレターを出して全ての支部で実施してもらうよう徹底することとなった。案文は本日提示。

(4) 厚生委員会事業

⇒厚生講演会については文化会館大ホールではなく、小ホールでものまね芸人数名によるショーを実施することになった旨説明があった。

(5) 組織・広報委員会事業

⇒事業報告については、担当委員会・部会・支部から事業終了後2～3週間をめどに報告書を提出してもらうよう働きかけることとなった。

(6) 社会貢献委員会事業

⇒音楽の絵本、音楽のおくりものについて進行状況の報告があった。

### 3. 調整事項

⇒特にありません。

### 4. 報告事項

(1) 全国大会群馬大会10月18日（水）於高崎芸術劇場について

⇒出席者瓜生副会長、山上副会長、奥積副会長の3名の予定となった。（山上副会長に業務が入ったため事務局長代理出席の予定。）

(2) 税務6団体長会税務署新人研修、6団体長会、懇親会(9/4)報告

⇒事務局長から報告実施

(3) 他団体における役職就任について

⇒同上

(4) 東京労働局による監査について

⇒同上

(5) 会員の状況（東法連報告数値）について

⇒同上

#### 6. 連絡事項

(1) 東法連主催「税を考える週間」協賛講演会について

⇒出席者登録完了しました。

(2) 「波及事故防止」に向けた設備改善のお願いについて

⇒可能であれば次回キュービクル停電点検時（令和6年1月頃）に実施できるように準備することとなった。防水・外壁工事の必要性確認のための建物診断（丹勢建設に依頼中）の結果を見て総合的にスケジュールを決定する。

#### Ⅲ. 次回日程（※次回以降の会議の開催日時の案）

※変更のあった行事のみ記載。

正副会長会 10月11日（水）16:00～17:00に変更

ブロック別支部長会・理事会・情報交換会については場所を王華ではなくよし邑に変更して実施する。時間は変更なし。

以上

## 公益社団法人板橋法人会 令和6年度事業の基本方針及び主要事業計画の検討

令和5年度 事業計画	令和6年度 事業計画（案の作成と検討）
<p><b>I 基本方針</b> 板橋法人会は、税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援するとともに、地域の振興に寄与することで、国と社会の繁栄に貢献してまいりました。 コロナ禍も収束を迎え、前年度以上の活動が期待できる令和5年度に関しては従来通り法人会の原点である「税」に関する活動を中心に、行政との共催・賛同・提携による公益事業、地域に対する社会貢献事業、会員相互の共益事業、会員への福利厚生事業を推進してまいります。 さらに、組織基盤を強化するための会員増強、公益法人としての運営の更なる透明性の充実を図っていきます。 令和5年度に関しましては、当然感染への対策は取りながらも制限解除を前提にコロナ前の活動規模を取り戻し、翌年度以降の更なるステップアップへ繋げる年度と位置付け、コロナの経験を活かした活動を進めてまいります。</p> <p><b>II 主要施策</b></p> <p><b>1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する施策</b> 公益社団法人として会員、一般企業、地域住民を対象とする税に関する知識普及ならびに納税意識向上につながる事業の展開を図る。 税に関する説明会・講習会についてはテーマもタイムリーなものを選んで実施する。 引き続き将来を担う児童・生徒に対する租税教育活動を実施する。税を考える週間に合わせて関係団体と連携して実施している「税をテーマとした川柳コンクール」に関しては板橋区からの応募が減少している実態を鑑み区民特別賞等を設定するなどして区民からの応募の増加を図る。 e-Tax及びeLTAXについては更なる利用率向上、自主点検チェックシートの普及拡大に努める。支部やブロックにおいても、身近な問題をテーマとした研修会などを開催する。 税制に関する会員の意見を関係団体に提出するとともに、全国の法人会と連携して関係機関に対する要望活動を展開する。 広報誌「法人いたばし」や法人会のホームページでは、その充実・改善を図り、会員に有益な情報を届けるだけでなく、広く一般に対しても税の啓発活動をはじめとする公益性の高い情報を発信する。 また、板橋区が開催するイベントにおいて、税に関する啓発を行うとともに、法人会のPRを展開し、法人会の知名度の向上を図る。</p> <p><b>2 地域企業の健全な発展に資する施策</b> 公益社団法人として、会員のみならず一般の企業をも対象とする研修や講習会、時節に合った実務的なセミナーを企画して開催する。</p>	<p><b>I 基本方針</b> 板橋法人会は、税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援するとともに、地域の振興に寄与することで、国と社会の繁栄に貢献してまいりました。 令和5年度より本部、支部、部会の行事内容もほぼコロナ禍前の行事内容に戻り、活発な活動を展開してまいりました。 令和6年度につきましても法人会の原点である「税」に関する活動を中心に据えつつ、行政との共催・賛同・提携による公益事業、地域に対する社会貢献事業、会員相互の共益事業、会員への福利厚生事業を主たる柱として推進してまいります。 減少を続ける会員数に関しては、メンバーであるメリットを分かり易くアピールし、新規入会者増加に努め、入会者を紹介した会員、協力会社に対しては報奨金制度の改善をすることによりこれまで以上の会員増強運動が進むようにいたします。 また、公益法人として求められている運営の透明性についてはさらに充実させていくようにいたします。</p> <p><b>II 主要施策</b></p> <p><b>1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する施策</b> 公益社団法人として会員、一般企業、地域住民を対象とした税に関する知識普及並びに納税意識を高める事業を展開する。 法人会館会議室を使用して説明会・講習会を開催する。 将来を担う児童・生徒に対して従来より実施している租税教育については引き続き注力していく。 税を考える週間に合わせて関係団体と連携して実施している「税をテーマとした川柳コンクール」については区民からの応募を増やすべく区民特別賞を設置したが、引き続き区民に関心を持ってもらえるよう注力する。 支部で開催している知っ得塾については引き続き全支部で開催できるように努力する。 支部研修会では移動の時間を利用して税関連のDVD視聴による研修も実施する。 全法連で実施している税制に関する提言についてはこれまで通り区長、区議会議長には面談（国会議員には郵送）で実施する。 広報誌「法人いたばし」や法人会のホームページを更に充実し、会員のみならず広く一般に対しても税の啓発活動を始めとする公益性の高い情報を発信していく。 板橋区が開催するイベントに関しては参加して税に関する啓発を行うとともに、法人会のPRを展開して法人会の知名度を高めていく。</p> <p><b>2 地域企業の健全な発展に資する施策</b> 公益社団法人として、会員のみならず一般企業も対象とした研修や講習会、セミナーを企画して開催する。小規模な物であれば会館会議室、中規模・大規模なものであれば文化会館・</p>

その開催にあたっては、会館会議室を使用する小規模なものから、文化会館・グリーンホールを使用しての中規模・大規模なもの、さらに Web 配信を導入するなど、講師・対象者も多様化して様々なニーズに応えられるものを企画する。

従来通り、板橋区及び他の団体とも連携して、企業に有益なサービスを推進し、会員の法人会に対する満足度を高める。

### 3 地域社会への貢献を目的とする施策

地域の発展や地域住民に貢献することは公益社団法人として必須事項であり、これまで以上の活動が求められ、中小企業単独では難しい企業の社会的責任（CSR）を果たすため、引き続き団体としての組織力を活用し、関係機関と連携して、積極的かつ継続的な社会貢献活動を推進する。

事業の実施にあたっては、感染対策を十分にとったうえで安全な開催に努める。

また、板橋区と連携して実施している子育て支援事業に加え、対象を子育て世代以外も広げて実施する。

さらに、地域の活性化のため、法人会全体として板橋区が開催するイベントに協力するとともに、17の支部と3つの部会による、地域の特性や実情に応じた多様な社会貢献活動にも取り組む。

社会貢献活動を通して、会員企業の社会的責任を果たすとともに、法人会の社会的な存在感を高め、これにより会員の法人会に対する帰属意識を高める。

### 4 会員の交流に資するための施策

法人会組織の特性である、地域や社会とのつながり、そして会員同士のつながりを維持・発展させるための事業を展開する。

人と人とのつながりを作り、深めていくためにコロナ禍で培ってきた感染防止対策を十分に踏まえたうえで様々な交流の場を設定する。

税務署など関係機関との意見交換会や地域の経営者が集っての情報交換会など、会員が地域や社会とつながる場を積極的に提供していく。

また、会員同士による情報交換会や、17の支部と3つの部会による様々な催しなどを開催することで、人と人がつながる場の提供に努める。

### 5 会員の福利厚生等に資する施策

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠である。

レジャー施設等割引斡旋などをはじめ、医療機関による一日人間ドックの紹介などの会員サービスについて、会員のニーズを見極めて事業を実施する。

また、会員企業の経営の安定に資する、経営者大型総合保障制度や保険共済事業については一昨年・昨年に実施したキャンペーンでの活動を継続し保険受託会社と連携してその普及を推進する。

さらに、会員サービスの一環として、全法連・東法連が斡旋するサービスや会員向けの労働保険事務代行サービスなどを実施する。

福利厚生制度は、会員の法人会に対する満足度を高めるとともに、会員増強のツールとして有効であり、また、法人会の財政基盤の強化にも資することから、福利厚生に関する情報収集を図り、可能な限り内容の充実を図ったうえでより効果的な事業執行に努める。

グリーンホール・アクトホール等使用し、様々なニーズに応えられるようにする。

ホームページ、広報誌への折り込み等に他団体と連携して実施するイベントの紹介等活動を広く知らしめるようにする。

これまで通り、板橋区及び他の団体とも連携の上企業に対して有益なサービスを提供していくことにより会員及び一般企業の法人会に対する満足度を高めていく。

### 3 地域社会への貢献を目的とする施策

地域発展のために努力したり地域住民に貢献していくことは公益社団法人として必須事項である。中小企業単独では難しい企業の社会的責任（CSR）を果たすために、団体としての組織力を活用し、関係機関と連携して、積極的かつ継続的な社会貢献活動を推進する。

BCP についても策定し、災害時等に会員、非会員を問わず会館を避難基地等として活用することも検討する。

板橋区子ども家庭部と共催している子育て支援事業については子育て世代が対象となっているが、それ以外の世代にも対象を拡げて幅広い世代を対象とする事業を企画していく。

また、17の支部と3つの部会による、地域の特性や実情に応じた多様な社会貢献活動にこれまで以上に取組んでいく。それぞれの支部・部会単体のみではなく、ブロック単位、複数の支部・部会のコラボでの社会貢献活動も創設していく。

会員企業が単独では実施することが難しい社会貢献活動を実施していくことで法人会の社会的な存在感を高めていく。この充実感で会員の法人会に対する帰属意識を高める。

### 4 会員の交流に資するための施策

退会する会員の退会理由の中にメリットが無かったという声が聞かれることがあるが、これこそ本来の法人会組織の特性すなわち地域・社会とのつながり、会員同士のつながりを伝えきれなかったことに起因するものと考えられる。新規加入の会員に支部、部会そして本部、東法連（ブロック・全体）、全法連それぞれの組織についての分かり易い説明を実施することはもちろん、既存会員に対しても広報誌、ホームページ等で周知することとする。

また、会員同士の情報交換会、税務署など関係機関との意見交換会など様々な催しを開催することによる異業種交流により会員企業が活性化することをめざしていく。

### 5 会員の福利厚生に資するための施策

各種福利厚生制度については前年度の利用実績をもとに会員が実際に利用しやすい、利用率の高いものに随時検討の上メニューを入れ替えていく。

レジャー施設等の割引斡旋、医療機関の一日ドックの紹介など日々内容・技術が更新されていくものについては会員への説明が十分にできるようにする。

会員企業の経営安定に資する経営者大型総合保障制度、保険共済事業については引き続き保険受託会社と連携して会員企業の加入率を高めていきたい。

また、全法連・東法連が斡旋しているサービスについては従来も説明しているが、より分かり易い説明を加え、利用率を上げることとしたい。

労働保険事務代行サービスについては実施している単位会は少ないが評価は受けている。職員の役割分担につき再考してより良いサービスを提供できるものにしたい。

## 6 その他、目的を達成するために必要な施策

正副会長会をはじめとする各種会議を通じて、役員相互が情報を共有し、法人会の持続的な発展のため、組織や運営体制を検証し必要に応じて改善を図る。

また、現在当法人会に限らず全国的に会員の減少が進んでしまっている現状に対し、法人会の持続的な発展には、会員の増強が極めて重要なことから、積極的な加入勧奨策を推進する。

さらに、板橋法人会館については、法人会活動の拠点としての機能を適切に確保しつつ、法人会の主要な財源の一つであるテナント収益事業の継続的な運営を担保すべく、法人会館維持管理計画に基づき、施設の適切な管理を図る。

法人自治及び自己責任の視点から、規程や管理体制等を整備し、情報開示による透明性の高い運営を行うこととし、これらを支える事務局の充実に努める。

## Ⅲ 主要事業実施計画

### 1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業

#### (1) 税知識の普及を目的とする事業

- ①新設法人説明会
- ②決算法人説明会
- ③法人税申告書・決算書の書き方講習会
- ④税の知っ得塾
- ⑤租税教室
- ⑥支部研修会

#### (2) 納税意識の高揚を目的とする事業

- ①e-Tax・eLTAXの促進
- ②自主点検チェックシート、ガイドブックの普及推進
- ③広報誌等による税情報の発信
- ④税を考える週間実施事業（税をテーマとした川柳コンクール）
- ⑤イベント協働事業

#### (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

- ①税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出（全国大会）
- ②全国青年の集い
- ③全国女性フォーラム

### 2 地域企業の健全な発展に資する事業

- (1) 簿記講習会
- (2) 税務・労務・経営・経営支援・無形（知的）財産・行政手続支援相談
- (3) インターネット配信サービス「セミナー・オンデマンド」
- (4) 夏期研修会
- (5) 実務セミナー
- (6) いたばし産業見本市ものづくりセミナー
- (7) ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金無料相談会
- (8) 環境関連事業

### 3 地域社会への貢献を目的とする事業

- (1) 厚生講演会

## 6 その他目的を達成するために必要な施策

正副会長会をはじめとする各種会議を通じて役員相互が情報を共有することができるよう、組織や管理体制を検証し必要に応じて改善する。

会員の減少に対しては積極的な加入奨励策を推進することはもちろん、会員の増えている単体会へのヒアリング、会員を増やす方策等当会で取り入れられることは積極的に取り入れていく。

板橋法人会館については法人会活動の拠点としての機能を適切に確保するとともに法人会の主要な財源の一つであるテナント収益事業の継続的な運営ができるよう、現在の法人会館維持管理計画に基づき施設の適切な改修を実施する。

法人自治及び法人自己責任の視点から、規定や管理体制等を整備し、情報開示による透明性の高い運営を実施する。

※Ⅲ 主要事業実施計画については基本的に変更なし

- (2) チャリティーコンサート事業
- (3) 子育て支援事業
- (4) イベント協働事業
- (5) 青年部会地域社会貢献事業
- (6) 女性部会地域社会貢献事業
- (7) 支部社会貢献活動
- (8) 地域講演会

#### 4 会員の交流に資するための事業

- (1) 法律相談
- (2) 総会懇親会
- (3) 板橋税務署との意見交換会
- (4) 情報交換会
- (5) 新年賀詞交歓会
- (6) 役員懇談会
- (7) 会員増強功労者表彰
- (8) 会員増強活動用資器材調達
- (9) 支部共益活動
- (10) 青年部会共益事業
- (11) 女性部会共益事業
- (12) 源泉部会共益事業

#### 5 会員の福利厚生等に資するための事業

- (1) レジャー施設等割引利用斡旋
- (2) 宿泊施設利用割引
- (3) 各種健康診断
- (4) 経営者大型保証制度の普及推進（案内・周知）
- (5) 経営保全プランの普及推進（案内・周知）
- (6) がん保険制度の普及推進（案内・周知）
- (7) 貸倒保証制度（取引信用保険）の普及推進（案内・周知）
- (8) 労働保険事務代行業務

#### 6 その他、目的を達成するために必要な事業

- (1) 各種会議の運営
- (2) 規程等の整備
- (3) 情報開示の推進
- (4) 板橋法人会館賃貸業務



## 公益社団法人板橋法人会 令和6年度予算編成方針の検討

令和5年度 予算編成方針	令和6年度 予算編成方針（案の作成と検討）
<p style="text-align: center;"><b>令和5年度事業 予算編成方針</b></p> <p>予算の編成にあたっては、次の方針によりの確に経費を見積もること。</p> <p>(1) 令和5年度事業の基本方針及び主要施策に沿った事業を企画し、着実に実施することで、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展と地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献すること。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染状況の縮小後の活動再開にあっても、感染防止を徹底した新しい生活様式を踏まえた事業実施を検討すること。</p> <p>(3) 全ての事業について、制度や事業の根本に立ち返り、その必要性や有益性を検証し、必要な見直しを行うこと。</p> <p>(4) 最小の経費で最大の効果を挙げるため、これまで以上に創意工夫を凝らし、効率的・効果的な事業実施を検討すること。</p> <p>(5) 歳入については、経済情勢の推移など動向を把握して的確に見積もること。また、補助金など財源として見込めるものは確保に努めること。</p> <p>(6) 支部会計における令和4年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、支部活動に支障のないよう、年度当初に新年度分の活動費を速やかに交付すること。</p> <p>(7) 部会費における令和4年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、部会費は部会が個別に徴収した特定財源であることから、新年度の事業に充当することを前提に同額を交付すること。</p> <p>(8) 法人会の活動拠点としての機能を確保しつつ、テナント収益事業の継続的な運営を図るため、法人会館維持管理計画に基づき「減価償却引当資産」等への積立を着実にを行うこと。</p>	<p style="text-align: center;"><b>令和6年度事業 予算編成方針</b></p> <p>予算の編成にあたっては、次の方針によりの確に経費を見積もること。</p> <p>(1) 令和6年度事業の基本方針及び主要施策に沿った事業を企画し、着実に実施することで、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展と地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献すること。</p> <p>(2) 新型コロナウイルスに関しては5類へ変更されたが、新たな感染症などが起こりうることを念頭に置いてコロナ禍で実施した新しい生活様式を踏まえた事業実施を検討すること。</p> <p>(3) 全ての事業について、制度や事業の根本に立ち返り、その必要性や有益性を検証し、必要な見直しを行うこと。</p> <p>(4) 最小の経費で最大の効果を挙げるため、これまで以上に創意工夫を凝らし、効率的・効果的な事業実施を検討すること。</p> <p>(5) 歳入については、経済情勢の推移など動向を把握して的確に見積もること。また、補助金など財源として見込めるものは確保に努めること。</p> <p>(6) 支部会計における令和5年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、支部活動に支障のないよう、年度当初に新年度分の活動費を速やかに交付すること。</p> <p>(7) 部会費における令和5年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、部会費は部会が個別に徴収した特定財源であることから、新年度の事業に充当することを前提に同額を交付すること。</p> <p>(8) 法人会の活動拠点としての機能を確保しつつ、テナント収益事業の継続的な運営を図るため、法人会館維持管理計画に基づき「減価償却引当資産」等への積立を着実にを行うこと。</p>

## 公益社団法人板橋法人会 加入増強報奨金支給規程の改正について

板橋法人会は、今後も組織の持続的な発展ができるよう会員増強を図り、組織基盤を確固たるものにする必要があります。

そのため、会員が率先して加入勧奨活動に取り組むことができるよう、令和3年度に、加入増強報奨金の支給制度や表彰制度について、「加入増強報奨金支給規程」として整備および改正し、明確化をすすめました。

しかしながら、基準を運用していく中で、表彰基準が高すぎるため、達成が困難とのご意見をいただいているため、規程の改正を図ります。

### 記

#### 1. 表彰基準の改正理由

表彰基準が高すぎるため、達成が困難となっている。

#### 2. 報奨金支給および表彰基準の変更案

変更案は以下のとおり。(変更箇所は赤字で記載)

加入勧奨実績に基づき支給および表彰を行う。

「正会員」を勧奨した場合……2ポイント

「賛助会員」を勧奨した場合…1ポイント

##### ① 個人報奨金および表彰

「正会員」を勧奨した場合……1社につき5,000円支給

「賛助会員」を勧奨した場合…1社につき3,000円支給

加入勧奨実績の合計が5ポイント以上の場合、総会において表彰し、**副賞として10,000円を贈呈**。(現行は、副賞なし。)

##### ② 支部報奨金および表彰

支部会員の加入勧奨実績の合計が**10ポイント以上**(現行は、20ポイント以上)の場合、100,000円を支給。

あわせて、総会において表彰。

#### 3. 改正日

10月11日開催の正副会長会の承認を得て、令和5年4月1日から施行する。

## 公益社団法人板橋法人会 加入増強報奨金支給規程（変更案）

（令和3年5月10日一部改正）

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この規程は、公益社団法人 板橋法人会（以下「法人会」という。）に所属する会員及び法人会の保険受託会社（以下「保険受託会社」という。）の加入勧奨活動を推進し、組織の持続的な発展に向けて会員増強を図ることを目的として定める。

## （加入増強報奨金の種類）

第2条 加入増強報奨金（以下「報奨金」という。）の種類は、次のとおりとする。

- （1）支部報奨金
- （2）個人報奨金
- （3）保険受託会社報奨金

## （適用範囲）

第3条 前条に規定する支部報奨金及び個人報奨金は、法人会の支部若しくは会員による加入勧奨活動（以下「加入勧奨活動」という。）の実績に対して適用する。

2 前条に規定する保険受託会社報奨金は、次の各号に定める保険受託会社による加入勧奨活動の実績に対して適用する。

- （1）大同生命保険株式会社
- （2）AIG 損害保険株式会社
- （3）アフラック生命保険株式会社

## （算定基準日及び期間）

第4条 報奨金の算定基準日は、当年3月31日とする。

2 報奨金の算定期間は、前年4月1日から当年3月末までとする。

## （新規入会者）

第5条 本規定における新規入会者とは、当該算定期間において、加入勧奨活動により、新規に法人会に入会し、かつ、初年度の会費を納めた者をいう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の新規入会者から除くものとする。

- （1）法人会に入会した実績があり、算定基準日から数え、過去5年以内に退会したもの。
- （2）法人会への入会を勧奨した会員（以下「紹介会員」という。）と、氏名、住所、電話番号、会費の請求先のいずれかが同一の場合。
- （3）算定基準日に法人会を退会していた場合。

(加入件数)

第 6 条 本規定における加入件数は、新規入会者一人につき 1 件とする。

(加入勧奨実績)

第 7 条 本規定における加入勧奨実績は、次のとおりとし、新規入会者の会員区分により付与するものとする。

会員区分	加入勧奨実績
正会員	2ポイント
賛助会員	1ポイント

## 第2章 支部報奨金

(支給基準)

第 8 条 当該支部に所属する紹介会員の算定期間における加入勧奨実績を合算し、その値が10ポイント以上のとき、該当の支部に支部報奨金を支給する。

(支部報奨金の額)

第 9 条 支部報奨金の額は、一律 100,000 円とする。

(支給方法)

第10条 支部報奨金は、第8条の支給基準に達した支部に対して支給し、支部名義の銀行口座への振込を原則とする。ただし、特に支部長が希望する場合は、現金で支給することができる。

2 支部報奨金は、該当年度の通常総会終了後、速やかに支給する。

## 第3章 個人報奨金

(支給基準)

第11条 紹介会員には、算定期間における加入件数に応じて、個人報奨金を支給する。ただし、紹介会員に、会費の未納がある場合は、支給の対象としない。

(個人報奨金の額)

第12条 個人報奨金の額は、次のとおりとする。

(1) 正会員として入会させたとき 1 件 5,000 円

(2) 賛助会員として入会させたとき 1 件 3,000 円

2 紹介会員に支給する個人報奨金は、前項で定める額に算定期間における加入件数を乗じた額とする。

(不支給)

第13条 紹介会員が、支給時に法人会を退会している場合は、個人報奨金を支給しないか、若しくは減額して支給する。

(支給方法)

第14条 個人報奨金は、紹介会員個人に対して支給し、会員名義の銀行口座への振込を原則とする。ただし、特に本人が希望する場合は、現金で支給することができる。

2 個人報奨金は、該当年度の通常総会終了後、速やかに支給する。

## 第4章 保険受託会社報奨金

(支給基準)

第15条 保険受託会社には、算定期間における加入件数に応じて、保険受託会社報奨金を支給する。

(保険受託会社報奨金の額)

第16条 保険受託会社報奨金の額は、次のとおりとする。

(1) 正会員として入会させたとき 1件 3,000円

(2) 賛助会員として入会させたとき 1件 1,000円

2 各保険受託会社に支給する保険受託会社報奨金は、前項で定める額に算定期間における各保険受託会社が紹介した加入件数を乗じた額とする。

(不支給)

第17条 保険受託会社が、保険受託会社報奨金の受取りを辞退した場合には、支給しないか、もしくは減額して支給する。

(支給方法)

第18条 保険受託会社報奨金は、各保険受託会社の代表者に対して支給し、銀行口座への振込を原則とする。ただし、対象の代表者が希望する場合は、現金で支給することができる。

2 保険受託会社報奨金は、該当年度の通常総会終了後、速やかに支給する。

## 第5章 表彰

(支部表彰)

第19条 支部報奨金の支給対象となった支部には、該当年度の通常総会において、感謝状を贈呈する。

(個人表彰)

第20条 加入勸奨実績が5ポイント以上の紹介会員には、該当年度の通常総会において、感謝状及び副賞を贈呈する。

2 個人表彰の副賞は、金 10,000 円とする。

(保険受託会社表彰)

第21条 保険受託会社報奨金の支給対象となった保険受託会社には、該当年度の通常総会において、感謝状を贈呈する。

(加入増強功労表彰)

第22条 第19条から第21条に規定するもののほか、加入勸奨活動に貢献し、その功績が顕著と会長が認めた個人若しくは団体には、該当年度の通常総会において、感謝状を贈呈する。なお、その功績が特に優れている場合には、功労金を支給することができる。

## 第6章 雑 則

(改廃)

第23条 この規程を改廃するときは、正副会長会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和3年5月10日に施行し、令和3年4月1日から適用する。  
この一部改正は、令和5年10月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

板橋法人会 正副会長会等 審議予定表

資料5  
令和5年10月11日  
正副会長会資料

No.	開催日		会議名	主な審議案件			正副会長 関連事業
				事業計画・予算 ・決算関係	法人会運営関係	規則等・その他	
1	令和5年4月13日	(木)	第1回 正副会長会		・通常総会運営の検討 ・監査会の準備状況		※終了した事業は削除して います。  ◎10/16(月)16:00～ 税務6団体長会議 ◎10/18(水)14:00～ 全国大会(群馬大会) ◎10/19(木)15:30～ 研修会・役員懇談会 ◎10/21(土)・22(日) 板橋区民まつり ◎10/23(月)15:00～ 東法連税を考える週間協賛 講演会 ◎10/24(火)11:00～ 音楽のおくりもの  ◎11/11(土)・12(日) 板橋農業まつり ◎11/20(月)納税表彰式 ◎11/27(月)18:00～ 東法連第4ブロック 合同会議 ◎11/28(火)16:00～ 総務委員会 ◎11/30(木) 都税事務所表彰式  ◎12/1(金) 中小企業の経営戦略 セミナー ◎12/5(火)11:00～ 税務6団体長会議 ◎12/5(火)14:00～ 署長講演会  ◎1/11(木)11:00～ 税務6団体長会議 ◎1/13(土)14:00～ 音楽の絵本 ◎1/22(月) 新年賀詞交歓会 ◎1/23(火) 東法連新年賀詞交歓会 (全法連共催)  ※R6.6/12 東法連通常総会 R6.10/3 第40回全国大会 (鹿児島大会)
2	令和5年5月10日	(水)	第2回 正副会長会	・令和4年度事業報告及び 決算の承認	・通常総会議案書の検討 ・総会、全体委員会 実施要領の検討		
3	令和5年5月17日	(水)	監査会	・事業報告等の監査 ・計算書類等の監査			
4	令和5年5月18日	(木)	第1回 常任理事会		・通常総会議案書の検討 ・総会、全体委員会 実施要領の検討		
5	令和5年5月25日	(木)	第1回 理事会		・通常総会議案書の検討 ・総会、全体委員会 実施要領の検討		
6	令和5年6月7日	(水)	第3回 正副会長会		・総会、全体委員会実施準備		
7	令和5年6月13日	(火)	第11回 通常総会	・4年度事業報告 ・5年度事業計画及び 収支予算の報告 ・4年度財務諸表の承認			
8	令和5年6月13日	(火)	第2回 理事会 (臨時理事会)		・会長(代表理事)の選定 ・副会長(業務執行理事) の選定 ・常任理事(業務執行理事) の選定		
9	令和5年6月27日	(火)	第3回 理事会		・各委員会の委員の委嘱 ・顧問、相談役及び参与の推薦		
10	令和5年6月27日	(火)	全体委員会	・会長による基本方針説明 ・委員長による主要施策の説明		・委嘱状の交付	
11	令和5年7月13日	(木)	第4回 正副会長会				
12	令和5年7月20日	(木)	第2回 常任理事会			・板橋税務署名刺交換会 終了後開催	
13	令和5年8月2日	(木)	第4回 理事会				
14	令和5年8月10日	(木)	第5回 正副会長会				
15	令和5年9月21日	(木)	第6回 正副会長会				
			第3回 常任理事会				
16	令和5年9月29日	(金)	ブロック別支部長会				
			第5回 理事会			・終了後、意見交換会 を開催	
17	令和5年10月11日	(水)	第7回 正副会長会	・事業計画基本方針の検討 ・予算編成方針案の検討			
18	令和5年11月9日	(木)	第8回 正副会長会	・事業計画基本方針の検討 ・予算編成方針案の検討			
19	令和5年11月16日	(木)	第4回 常任理事会	・事業計画基本方針の検討 ・予算編成方針案の検討			
20	令和5年12月14日	(木)	第9回 正副会長会	・次年度事業の基本方針及び 主要施策並びに予算編成 方針の提示			
21	令和5年12月19日	(火)	ブロック別支部長会				
			第6回 理事会	・次年度事業の基本方針及び 主要施策並びに予算編成 方針の提示		・終了後、情報交換会 を開催	
22	令和6年1月11日	(木)	第10回 正副会長会	・次年度事業計画及び 収支予算の調整			
23	令和6年1月18日	(木)	第5回 常任理事会	・次年度事業計画及び 収支予算の調整			
24	令和6年2月8日	(木)	第11回 正副会長会	・次年度事業計画及び 収支予算の調整			
25	令和6年3月14日	(木)	第12回 正副会長会	・次年度事業計画及び 収支予算の調整	・利益相反取引の決定 ・監督官庁報告の確認		
26	令和6年3月21日	(木)	第7回 常任理事会	・次年度事業計画及び 収支予算の決定	・利益相反取引の決定 ・監督官庁報告の確認		
27	令和6年3月・未定		会計事務説明会	・支部決算報告について の説明 ・支部次年度予算について の説明			
28	令和6年3月・未定 ⇒【仮】3/28(木)		ブロック別支部長会				
			第7回 理事会	・次年度事業計画及び 収支予算の承認	・利益相反取引の決定 ・監督官庁報告の確認		

## 前回の正副会長会以降開催された活動について

- 9月21日（木）  
第3回常任理事会（3階会議室）
- 9月25日（月）  
青年部会正副部会長会（4階役員室）
- 9月26日（火）  
東法連理事会（全法連会館・森田会長出席）  
第3支部税の知っ得塾（3階会議室）
- 9月28日（木）  
青年部会社会貢献G会議
- 9月29日（金）  
ブロック別支部長会・理事会・意見交換会（3階会議室）
- 9月30日（土）  
第13支部支部研修会（銚子電鉄他訪問）
- 10月1日（日）  
第2支部研修会（こころみ学園・ここファーム・日光）  
平野顧問区政功労賞授賞式（板橋区役所）
- 10月2日（月）  
第3回組織・広報委員会（3階会議室）
- 10月3日（火）  
板橋区民まつり第2回実行委員会（区役所・会長出席）  
青年部会税のワンポイントレッスン・定例会（3階会議室）
- 10月4日（水）  
事業研修・税制委員会（3階会議室）
- 10月5日（木）  
第7支部研修会（那珂湊）  
社会貢献委員会（3階会議室）  
やさしい簿記（3階会議室）



- 10月6日(金)  
源泉部会定例講習会(3階会議室)
  
- 10月10日(火)  
決算法人説明会(3階会議室)

以上

令和5年度 総務委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

- 役員及び委員構成員の選任または、委嘱に関する事項
- 定款、支部運営規則、その他諸規定及び改廃に関する事項
- 理事会及び各委員会の連絡調整に関する事項
- 政府諸機関、地方公共団体、その他の団体との連絡・交渉に関する事項
- 事務局に関する事項
- 予算及び決算に関する事項

- 会費、積立金等に関する事項
- 予算の支出認証に関する事項
- 財産の管理に関する事項
- 支部会計に関する事項
- 他に属さない事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時(予定日)	実施場所	対象	備考
法人会運営	1	正副会長会	法人の運営に関する重要事項を審議	法人	定期開催 (毎月・第2木曜日)	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長	開催数:6回 開催日:4/13・5/10・6/7・7/13・8/10・9/21
	2	常任理事会	理事会の審議事項の検討	法人	定期開催 (奇数月・第3木曜日)	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長、 常任理事	開催数:3回 開催日:5/18・7/20・9/21
	3-1	理事会	第1回(決算承認理事会) ・通常総会、事業報告、計算書類等の承認	法人	5月25日(木)	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長、 常任理事、理事、 監事	
	3-2		第2回(臨時理事会) ・代表理事1名選定、業務執行理事選定		6月13日(火)	板橋区立文化会館 小ホール		
	3-3		第3回 ・各委員会の委員の委嘱 ・顧問、相談役及び参与の推薦		6月27日(火)	板橋区立文化会館 大会議室		
	3-4		第4回 ・業務執行状況報告		8月2日(水)	板橋法人会館 3階会議室		
	3-5		第5回 ・業務執行状況報告		9月29日(金)	板橋法人会館 3階会議室		
	3-6		第6回 ・業務執行状況報告		12月19日(火)	よし邑		
	3-7		第7回(予算承認理事会) ・事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認		6年3月・未定	板橋法人会館 3階会議室		
	4	ブロック長会議	支部及びブロック相互の情報の共有と親睦を図る	法人	年度内2回 6年1月・未定 一事業廃止	板橋法人会館 3階会議室	会長、総務担当副会長、副会長 ブロック長及び支部長	8/10正副会長会でブロック長会議の廃止が決定
	5	顧問・相談役・正副会長会	法人会の事業運営について報告終了後、懇親会を開催	法人	—	—	顧問、相談役、会長、副会長 会費5,000円	令和6年度は改選期ではないため実施しない
	6	監査会	理事の職務の執行、計算書類及び事業報告等の監査	法人	5月17日(水)	板橋法人会館 3階会議室	監事、総務委員長、 会長、顧問税理士	
	7-1	通常総会	第1部 会員増強表彰式 第2部 総会	法人	6月13日(火) 16:00~17:30	板橋区立文化会館 2階小ホール	正会員、来賓	総会参加者218名(会員175、来賓23、受託会社15、事務局5) 委任状2,008名
	7-2		懇親会(通常総会終了後)		6月13日(火) 18:00~19:30	板橋区立文化会館 4階大会議室	会員、来賓300名 会費5,000円	懇談会参加者195名(会員153、来賓22、受託会社15、事務局5)
	8	全体委員会	役員に委嘱状を交付 意見交換会を実施	法人	6月27日(火) 18:00~20:30	板橋区立文化会館 4階大会議室	会長、副会長、 常任理事、監事、全委員	例年、隔年(改選期)に開催していたが、令和4年度から毎年開催する 当日出席49名
	9-1	委員会	総務委員会	法人	適宜開催	板橋法人会館 3階会議室	委員長、 副委員長、 委員	第1回・5月9日(火)16:00~17:00 第2回・9月7日(木)16:00~17:00 第3回・11月28日(火)16:00~17:00(予定)
9-2	事業研修・税制委員会		適宜開催		第1回・7月18日(火)17:00~18:00 第2回・10月4日(水)17:00~18:00			
9-3	厚生委員会		適宜開催		第1回・7月14日(金)17:30~18:30 第2回・9月11日(月)17:00~18:00			
9-4	組織・広報委員会		適宜開催		第1回・7月10日(月)16:00~17:00 第2回・8月22日(火)16:30~17:30 第3回・10月2日(月)16:30~17:30 第4回・12月18日(月)16:00~17:00(予定)			
9-5	社会貢献委員会		適宜開催		第1回・8月4日(金)16:00~17:00 第2回・10月5日(木)17:00~18:00			
10	会計事務説明会	支部決算報告の手順と 次年度支部予算書の書き方を説明	法人	6年3月・未定	板橋法人会館 3階会議室	支部長、 会計責任者		
11	情報交換会	理事会(年末開催)終了後、情報交換会(忘年会)を開催	共益	12月19日(火)	よし邑	理事会出席者 会費3,000円		
12	新年賀詞交歓会	地域の経営者が集い、情報交換、名刺交換、 並びに旧交をあたためるため開催	共益	6年1月22日(月)	板橋区立文化会館 大会議室	会員、来賓約300名 各支部・部会出席人数(案)=役員数の4割程度 R5新規会員招待	会費(案)5,000円	
渉外事業	13	板橋税務署との 意見交換会	板橋税務署の人事異動に伴う、名刺交換と意見交換会	共益	9月29日(金) 理事会終了後	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長、常任理事、理事、 監事、顧問、相談役、参与、 税務署幹部職員	
	14	税務関係 六団体長会議	各団体の事業計画の発表、意見交換会	法人	年6回開催	板橋税務署	会長、事務局長	令和5年 4/28・6/16・9/4 ・10/16・12/5 令和6年 1/11
	15	税務懇談会	税務関係六団体が主催 税務署の人事異動に伴う意見交換会	法人	8月3日(木)	板橋区立文化会館 大会議室	税務署幹部職員 税務関係六団体	当日出席(法人会)26名
	16	第4ブロック 合同会議	第4ブロックの法人会が集合し、意見交換及び 交流会を開催	法人	11月27日(月)	ホテルカデンツァ 東京	正副会長	幹事・練馬東法人会
公益事業	17-1	税制改正の提言及び 提言書の関係機関 への提出	地元国会議員並びに地元自治体に対する要望活動	公1	未定(11月~12月)	地元国会議員 区長、区議会	会長、総務委員長、 事業研修・税制委員長	
	17-2		全法連全国大会への参加 税制改正要望大会への参加	公1	10月18日(水)	群馬県高崎市 高崎芸術劇場		
	18	ものづくり・商業・サー ビス業革新補助金 無料相談会	国会で可決される令和5年度補正予算の「もの づくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」 について、本補助制度の申請に必要な情報提 供や計画書作成支援に取り組むため、公益財 団法人板橋区産業振興公社と連携し、法人会 館会議室を使用して中小企業診断士を相談員 として無料相談会を開催 ※中小企業診断士に対する経費は公益財団 法人板橋区産業振興公社が負担	公2	6年3月・未定	板橋法人会館 3階会議室	会員、 一般(非会員)	
19	職業体験事業	板橋区教育委員会と交わした覚書に基づき、 中学生の職業体験事業を実施	公3	通年 (学校と調整)	体験受入れ法人	区内中学生		
収益事業	20	板橋法人会館の賃貸 業務	板橋法人会館の一部を貸して、それによる収 入を法人会の事業活動の財源にあてる。	収1	通年	—	一般	
	21	労働保険事務代行業務	労働保険事務組合として、厚生労働大臣の認 可を受け、中小事業主等が行うべき労働保険 の事務手続きを代行して行う。	収1	通年	—	会員	
他	20	支部研修会	支部ごとまたは、合同開催(ブロック単位・複数 支部等々)により研修を行う。	公1 共益	適宜開催	支部が設定	会員、 一般(非会員)	[実施済]第2支部・第7支部・第12支部・第 13支部・青年部会 [実施予定]第1支部・第3支部・第5支部・第6 支部・第17支部

令和5年度 事業研修・税制委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

1. 中小企業の健全な発展、経営力アップを目的とした講演会、研修会等の企画、実施に関する事項
2. 税制及び税務に関する事項
3. 税制改正及び税務行政に対する要望意見、提言に関する事項
4. その他、研修・税制に関する事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考	
事業 研修 事業	1	簿記講習会	簿記の初歩と経理の基本知識、仕訳など初心者を対象に指導する。また簿記一巡の手続、日常取引の仕訳など経理の実務に関する講習会。						
			①やさしい簿記(Ⅰ) 講師: 東京税理士会板橋支部税理士 奥積 理香 氏	公2	6/8~7/6 【全5回】 各回18:30~20:30	板橋法人会館 3階会議室	会員(2,000円)、 一般(3,000円) ※テキスト代別	【実施済】 申込者: 会員14名、 一般3名、合計17名	
			②やさしい簿記(Ⅱ) 講師: 東京税理士会板橋支部税理士 前田 大輔 氏	公2	9/7~10/17 【全6回】 各回18:30~20:30 ※9/28休講のため、最終日は10/17(木)	板橋法人会館 3階会議室	会員(2,000円)、 一般(3,000円) ※テキスト代別	【実施中】 申込者: 会員14名、 一般1名、合計15名	
	2	講演会	広範囲な学習を実施する為、個人の知識向上や健全な発展を目的に講演会を開催する。 (地域講演会は令和5年度は開催しない。) ・研修会 演題: 「他人も自分も自然に動き出す“最高の共感力”」~カリスマ広報マンが吉本興業で学んだコミュニケーション術~ 講師: 謝罪マスター/著述家 竹中 功 氏	公3	10/19(木) 15:30~17:00	ホテルメトロポリタン	会員、一般	【現在の申込】 研修会: 114名 役員懇談会: 103名  ※会費は10/6まで 変更は10/12まで 【資料8-2参照】	
	3	役員懇談会	法人会役員が一同に会し、懇親と交流を深める。	共益	10/19(木) 17:30~	ホテルメトロポリタン	支部・部会役員		
	4	実務セミナー	中小企業を対象に企業のさらなる成長・発展に向けた戦略構築及び問題解決に向け、企業の活性化及び円滑に経営を進めるためのセミナーを数回開催。 ①中小企業の経営戦略セミナー 演題: 『税制優遇および補助金支援(仮)』 講師: 板橋中小企業診断士会 ②年末調整講習会 講師: 板橋税務署	公2	①12月1日(金) 17:00~19:00 ②11月17日(金) 15:00~	板橋法人会館 3階会議室	会員、一般		
	5	法人税申告書・決算書の書き方講習会	初めて書く方を対象に、法人税申告書・決算書の書き方を指導する講習会。 講師: 東京税理士会板橋支部税理士 安井 教雄 氏	公1	11/9~12/21 【全7回】 各回18:00~20:00	板橋法人会館 3階会議室	会員(3,000円)、 一般(5,000円) ※テキスト代込み		
	6	税務、労務、経営、経営支援相談	税務、労務、経営、経営支援、無形(知的)財産※、行政手続支援の相談等についての疑問などの相談窓口の場を提供する。 ※税務相談の記帳指導及び無形(知的)財産相談は会員限定	公2	通年 【事前予約制】	板橋法人会館 4階役員室	会員/ 一般(5,000円)		
	7	インターネット配信サービス「セミナー・オンデマンド」	「正しい税知識の普及活動」「社会貢献活動」「経営支援活動」等の推進に有効なツールとして、インターネットによるセミナー配信サービスを導入。 ※セミナーDVDレンタルサービスもあり	公2	通年	板橋法人会 ホームページからリンク	会員 (※一部一般公開あり)		
	税制 事業	8	税を考える週間協賛事業「税をテーマとした川柳コンクール」	税をテーマとした川柳を募集し、税金への関心を持ってもらうことを目的として実施する。 ※選句数は一般・ジュニア合わせて100選とする。	公1	6/1~9/30まで	区内小中学校 他	会員、一般	【募集終了】 集計中 約10,000句
		9	税の知っ得塾	税理士(東京税理士会 板橋支部)を講師として「経営に役立つ税の情報」を得ることのできる研修会を開催する。 併せて、支部会員及び非会員との交流の場として、懇親会を開催する。	公1	12月月末までに実施	各支部 近隣施設	支部会員、 一般	【資料8-3】参照
10		新設法人説明会	新しく設立した法人に対して、留意すべき税金その他の事項について、税務署担当官、税理士による説明会。 主催: 板橋税務署 協力: 東京税理士会板橋支部、 板橋法人会・青年部会・女性部会等	公1	通年 【年6回】	板橋法人会館 3階会議室	一般		
11		決算法人説明会	決算を迎える法人に対して、正しい決算と申告のためのチェックポイント、改正税法の活用仕方、決算手続きと申告調整などについて、板橋税務署担当官、税理士による説明会。 主催: 板橋税務署 協力: 東京税理士会板橋支部、板橋法人会	公1	通年 【年14回】	板橋法人会館 3階会議室	会員、一般		

## 令和5年度 夏期研修会・役員懇談会 参加状況

支部・部会	申込		出席者氏名															
	研修会	懇談会																
1	4	4	萩原	豊田	大門	浦田												
2	5	5	○姫野	松島	佐藤	臼田	成田											
3	4	4	○森田	○瓜生	○奥積	増淵												
4	10	10	○武居	平野	浅川	内田	土澤	藤田	松本	佐藤	佐々木	平澤						
5	6	6	岩本	菅野	渡部	野寄	相賀	三原										
6	3	3	高津	篠	清水													
7	6	5	須藤	高橋	藤原	桁山	畑谷	※柴崎										
8	3	5	○山上	山本	本田	*小島	*風戸											
9	1	2	*品川	関														
10	3	3	榊原	吉田	檜山													
11	6	6	鈴木	内田	小原	大谷	柴田	山口										
12	4	3	江口	江崎	吉澤	※坂口												
13	5	4	柴	荒木	吉田	齋藤	※角田											
14	0	0																
15	3	3	榎本	渡辺	田口													
16	4	3	吉田	伊藤	岸本	※玉井												
17	9	9	瀬尾	藤丸	山崎	鈴木	並木	山口	栗山	岡田	椎名							
青年部会	7	5	坂口	伊澤	大橋	篠田	*金子	※清水	※森田	※熊谷								
女性部会	7	5	深川	奥積	大野	増淵	齊藤	※小林	※高田									
源泉部会	2	0	白飯	岡本														
来賓	7	7	倉林	南	西村	東條	中山	諸江	櫻井									
大同	8	6	椎木	近藤	石川	大平	小久保	有本	※岡野	※細井								
会員	2																	
一般	0																	
事務局	5	5	甲斐	樋口	宮崎	中村	工藤											
計	114	103																
			○	= 正副会長				= 事業研修委員			※	= 研修会のみ出席			*	= 懇談会から出席		

公益社団法人 板橋法人会  
令和5年度 役員懇談会 次第（案）

2023年10月19日（木）  
ホテルメトロポリタン

懇談会会場 3階 [富士] 17:30~19:30

17:30 開 会

司会 事業研修・税制委員長 奥 積 賢 一

会長挨拶 会 長 森 田 稔

乾 杯 顧 問 平 野 慎 治

( 懇 談 )

19:30 閉 会

## 【資料-9】

令和5年10月11日

正副会長会資料

## 令和5年度 厚生委員会 所管事業報告

## I. 職務分掌

1. 会員の福利厚生事業の企画・実施及び推進に関する事項

2. その他、福利厚生に関する事項

## II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考
公益事業	1	地域講演会 (厚生講演会)	健康福祉の向上を図るための講演会。	令和6年3月	板橋区立文化会館小ホール 【予定】	会員、一般	※調整中
共益事業	2	サンシャインシティ サンシャイン水族館 前売りチケット	サンシャイン水族館の前売りチケットの販売 (割引補助あり) ~9月末、~3月末	通年	サンシャイン水族館	会員 〔1社: 半期5枚〕	
	3	東京ドームシティ 得10チケット	一般では販売していない東京ドームシティの各施設で 利用できる得10チケットの販売。 一冊2,800円で販売。 有効期限: 4月1日~9月末、10月1日~3月末	通年	東京ドームシティ	会員 〔1社: 半期5枚〕	
	4	東京ディズニーリゾート コーポレートプログラム	東京ディズニーリゾートの対象施設の割引。コーポ レートプログラム利用券(500円割引補助)の発行。 お得な期間限定キャンペーンや宿泊施設の割引あり	通年	東京ディズニーリゾート	会員 〔1社: ひと月5枚、 年間20枚まで〕	
	5	天然温泉スパディオ 割引券及び割引補助券	板橋の天然温泉スパディオの割引券及び月ごとに利用 可能な割引補助券の発行。	通年	天然温泉スパディオ	会員 〔1社: ひと月5枚、 年間10枚まで〕	
	6	豊島園 庭の湯 割引補助券	豊島園 庭の湯の割引補助券の発行。〔平日、土日 祝、特定日(GW お盆・年末年始) 料金あり〕	通年	豊島園 庭の湯	会員 〔1社: ひと月5枚、 年間10枚まで〕	
	7	サンリオピューロランド パスポート 割引補助券	サンリオピューロランドのパスポートチケットの割引 補助券の発行。	通年	サンリオピューロランド	会員 〔1社: ひと月5枚、 年間10枚まで〕	
	8	東京サマーランド 1Dayパス 割引補助券	東京サマーランドの1Dayパスの割引補助券の発行。	春季(4/1~6/30)、 夏季(7/1~9/25)	東京サマーランド	会員 〔1社: ひと月5枚、 年間10枚まで〕	
	9	ローソンチケット 割引補助券及びチケットサービ ス	ローソン・ミニストップ店舗内に設置している「L o p p i」で映画、舞台、コンサート、スポーツ観戦、 イベントなどの各種チケットを購入する際に利用できる 利用補助券(500円)の発行。	通年	ローソン・ ミニストップ店舗	会員 〔1社: ひと月5枚、 年間10枚まで〕	
			法人会員制チケットサービス「ローチケbiz+」 会員限定ホームページやメールマガジンにて利用可 能。(要登録) ・チケット購入時のシステム利用料・発券手数料が無料 ・販売商品提供、チケット割引 ・本、映画鑑賞券、航空券、ツアー優待 ・レンタカーの「おでかけ優待プラン」	通年		会員	
	10	割引斡旋事業	●藤田観光リゾート 宿泊施設 ●ホテル椿山荘東京の割引 ●展覧会等のチケット 特別販売 (コンサート・イベントチケット含む) ●医新クリニックの脳ドック ●高島平中央総合病院ドック健診 ●板橋区内共通商品券の割引	通年 ※一部期間限定あり	各施設	会員	※期間限定の展覧 会、コンサートな どチケット斡旋あ り(広報誌やホーム ページにて周 知)
	11	一日人間ドック (生活習慣病健診)	1日人間ドック型式の生活習慣病健診の実施。 ※全日本労働福祉協会の6月の受診者を対象とした栄 養・運動等の保健指導(8/3)に実施。	通年 ※全日本労働福祉協 会のみ6月及び1月実 施	全日本労働福祉協会 愛誠病院 板橋中央総合病院	会員	
	12	PET-CT がんドック	総合東京病院のがんを早期発見できるPET検査を法人 会員料金で提供。	通年	総合東京病院	会員	
			西台クリニックによるグランドコース、がん総合コ ース、PET-CTコースの割引。早期発見のために精度の高 い検診を提供。会員特別割引で利用できる。	通年	西台クリニック	会員	
	13	全法連・東法連関連等の斡旋事 業の普及推進	会員の福利厚生事業の一環として実施。 (福利厚生サービス(Audi JAPAN・レクサス等)、関 東自動車共済及び東京都火災共済)	通年		会員	
	14	会員向け法律相談	会員向けの法律無料相談。※電話相談は休止。東法連 の弁護士相談を利用する。	通年		会員	
	15	経営者大型保障制度の普及推進	大同生命保険㈱ 会員の福利厚生事業の一環として実 施。	通年		会員	
	16	経営保全プラン・ビジネスガー ドの普及推進	AI G損害保険㈱ 会員の福利厚生事業の一環として実 施。	通年		会員	
	17	がん保険制度の普及推進	アフラック生命保険㈱ 会員の福利厚生事業の一環と して実施。	通年		会員	
	18	貸倒保障制度(取引信用保険) の普及推進	三井住友海上 会員の福利厚生事業の一環として実 施。	通年		会員	
19	ゴルフコンペ	支部部会対抗ゴルフ大会	和6年3月13日(予定)	武蔵松山カントリークラブ	支部・部会役員等	※調整中	

## 令和5年度 組織・広報委員会 所管事業報告

### I. 職務分掌

1. 組織の拡充強化に関する事項
2. 会員増強に関する事項
3. 広報紙発行に関する事項
4. 広報宣伝に関する事項
5. その他、組織・広報に関する事項

### II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考
広報事業	1	広報誌等による 税情報の発信	広報誌「法人いたばし」の製作並びに発送  <ul style="list-style-type: none"> <li>・「法人いたばし」を年4回発行し配布を行う。</li> <li>・夏号は13,500部を会員及び板橋区内の全稼働法人に発送する。</li> <li>・秋号、新春号、春号の3回は約4,500部を会員に発送する。</li> <li>・表紙写真を広く募集する。</li> </ul>	公1	夏号：7月28日 秋号：10月26日 新春号：1月25日 春号：3月29日	板橋法人会館 3階会議室 (封入作業)	会員、未加入企業、 一般区民	来年度に向け、広報誌の発行回数について、引き続き審議を行う。
	2		ホームページの運営し、法人会の情報を発信	公1	通年		会員、一般	リレープロジェクトの有料化が決定した。料金等については、引き続き審議。  オフィシャルホームページのTOP画像の変更について、案を作成し、次回委員会において審議。
	3		SNSによる情報の発信  <ul style="list-style-type: none"> <li>・Facebook</li> <li>・Instagram</li> </ul>	公1	通年		会員、一般	
会員増強活動	4	会員増強功労者表彰	通常総会時に会員増強功労者を表彰	共益	6月		受賞者	
	5	会員増強事業	各支部における加入勧奨活動の実施  <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部報奨金の支給基準である加入勧奨実績20ポイント標達成に向けて、年間を通じ会員増強活動を実施する。</li> </ul>	共益	通年	各支部	未加入企業	加入状況報奨金支給規程の一部変更を行う。(審議事項3)
	6		会員(個人)における加入勧奨活動の実施	共益	通年		未加入企業	会員証(門標)の変更については、引き続き審議を行う。
	7		加入勧奨説明会の開催  <ul style="list-style-type: none"> <li>・各支部長及び会員増強担当者を一堂に会して、今年度の加入勧奨の活動方針を説明</li> </ul>	共益	未定		支部長、 支部会員増強担当1名、 組織・広報委員	
	8		パンフレット「入会のご案内」の作成・配布  <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌夏号に封入し、未加入法人を対象に配付する。</li> <li>・経営支援サービスや、福利厚生制度を中心に、入会することのメリットを分かりやすく掲載</li> </ul>	共益	法人いたばし夏号に封入し発送	板橋法人会館 3階会議室 (封入作業)	未加入企業	入会のご案内のデザイン変更について、案を作成し、次回委員会に置いて審議。
	9		新設法人説明会における加入勧奨の実施。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・青年部会組織委員の協力による、法人会のPRスピーチを実施。</li> </ul>	共益	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月11日</li> <li>・7月5日</li> <li>・9月11日</li> <li>・11月13日</li> <li>・1月15日</li> <li>・3月18日</li> </ul>	板橋法人会館 3階会議室	未加入企業 (説明会参加者)	
	10		法人会アンケート調査システム	法人会アンケート調査システムの利用拡大に努める。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌にチラシを封入(もしくは記事掲載)する。</li> </ul>	共益	通年		回答者：会員 閲覧：会員、一般

## 令和5年度 社会貢献委員会 所管事業報告

## I. 職務分掌

1. 企業の社会的責任を果たす地域社会貢献活動に関する事項
2. その他、社会貢献事業に関する事項

## II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考
公益目的事業	1	地域社会貢献事業 子どもわくわくフェスタ イベント協働事業	板橋区との協働で、子供の健全育成と子育て支援を応援する事業。 子供向けエア遊具【ファファ】を提供した。 開催2日目の日曜日は天気も良く大勢の方に来場いただいた。	公3	5月20日 ・21日	板橋区平和公園・ 板橋区立中央図書館 常盤台地域センター ホール 他	会員、一般区民	実施済み
	2	板橋花火大会 イベント協働事業	花火大会プログラムへの広告を掲載し、広く区民に法人会をPRする。	公3	8月5日(土)	荒川河川敷	会員、一般区民	実施済み
	3	地域社会貢献事業 板橋区民まつり 税のスタンプラリー	租税教育推進の一環として、区民まつり来場者である、小学生を対象に税金クイズによるスタンプラリーを行う。	公3	10月21日(土) ・22日(日)	法人会館前	会員、一般区民	9月8日(金) スタンプラリー打合せ会議を 税務署にて実施
	4	子育て支援事業 「音楽のおくりもの」	子育て支援の一環として地域の次世代を担う子供たち並びに子育てをしている親へ心癒される豊かな時間を過ごしてもらうためクラシックの生演奏によるコンサートを開催する。	公3	10月24日(火)	成増アクトホール	会員、一般区民	午前、午後ともに200名を募集 午前の部(1歳から3歳)は抽選を実施 午後の部(0歳)抽選なし
	5	地域社会貢献事業 いたばし産業見本市 リアル展示会とオンライン 展示会とのハイブリッド 開催 板橋製品技術大賞	ものづくりの板橋で開催する製造業のためのビジネス展示会。 会場展示会とオンライン展示会の開催を予定。 ビジネスセミナーを実施する。 板橋製品技術大賞受賞優秀賞(法人会賞)	公3	11月9日(木) ・10日(金)	植村記念加賀スポーツ センター(会場開 催)・ オンライン展示会	会員、一般区民	
	6	チャリティー コンサート事業 「音楽の絵本」	チャリティーを目的とした事業を開催。 「音楽の絵本」12回目の実施。 10月18日から一般販売(1500円)	公3	令和6年 1月13日(土)	板橋区立文化会館 大ホール	会員、一般区民	板橋区文化・国際交流財団と 共催協定書の取り交わしを行う。 板橋法人会会員へFAXによる 案内を実施(会員特別価格1000 円) 会員からのお申し込み 84席
	7	板橋Cityマラソン イベント協働事業	板橋Cityマラソンに協賛する。会場にブースを設置し、マラソン参加者へ法人会のPRを行う。	公3	令和6年 3月17日(日)	荒川河川敷	会員、一般	10月2日(月) 板橋区スポーツ振興課より協賛依頼あり コロナ前と同水準で開催
	8	地域社会貢献事業 梅まつり イベント協働事業	赤塚溜池公園にて行われる赤塚梅まつりにて、法人会PR及び楽曲を提供する。	公3	令和6年2月 24日・25日	赤塚溜池公園	会員、一般区民	開催日の連絡あり
	9	支部・部会 社会貢献活動事業	支部(部会)において、社会貢献事業を実施。 地域社会と密接に関係している中小企業が、社会的責任を果たすため、地域社会で何が求められているのかを考え、貢献活動に取り組む事業。 会員企業の特徴、専門性を活かした事業など多岐にわたる事業を実施する。	公3	年間を通じて	支部単位で実施	会員、一般区民	第2支部(5月21日)終了 第5支部(7月20日)終了 第7支部(9月9日)終了 第4支部(10月29日) 第12支部(11月19日) 第16支部(令和6年1月21日)
	10	イベント配布用 ノベルティ作成	ノベルティを作成し、支部や本部の事業にて来場者へ配布しPRする。 けんたグッズ各種	公3	年間を通じて	各イベントによる	会員、一般区民	





東法連第 4 ブロック合同会議（11/27）に出席します。

（ \_\_\_\_\_ ） 法人会

No	役 職	氏 名	No	役 職	氏 名
1			3		
2			4		

※領収証が必要な場合は、宛名と金額をお書き添えください。

参加費 10,000 円 × (     ) 名 = \_\_\_\_\_ 円

※お振込人様の名称の頭に

(コウエキシャダンハウジン) ○○○ハウジンカイ とされますと、  
文字数の関係で通帳に法人会名まで印字されない可能性があるため、  
○○○ハウジンカイ または (コウシャ) ○○ハウジンカイ として  
いただけますよう、ご協力お願いします。

## 令和6年度税制改正に関する提言（要約）

### 〈基本的な課題〉

#### I. 税・財政改革のあり方

- ・コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。
- ・岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

#### 1. 財政健全化に向けて

- ・歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。
- (1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する。

- ・社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。

児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

- (6) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

### **3. 行政改革の徹底**

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、

直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

#### **4. マイナンバー制度について**

- ・先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めていかなければならない。

#### **5. 今後の税制改革のあり方**

### **Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策**

#### **1. 中小企業の活性化に資する税制措置**

- ・中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

##### (1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

##### (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。

##### (3) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦

課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

## **2. 事業承継税制の拡充**

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

### **(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設**

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

### **(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実**

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

### **(3) 取引相場のない株式の評価の見直し**

## **3. 消費税への対応**

- ・政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

- (3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

### **Ⅲ. 地方のあり方**

- ・地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

### **Ⅳ. 震災復興等**

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- ・近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

## **V. その他**

### **1. 納税環境の整備**

### **2. 環境問題への対応**

### **3. 租税教育の充実**

## **《税目別の具体的課題》**

### **1. 法人税関係**

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
  - ①役員給与は損金算入とすべき
  - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 交際費課税の適用期限延長
- (3) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長

### **2. 所得税関係**

- (1) 所得税のあり方
  - ①基幹税としての財源調達機能の回復
  - ②各種控除制度の見直し
  - ③個人住民税の均等割
- (2) 少子化対策

### **3. 相続税・贈与税関係**

- (1) 被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3.40→令和2年2.73）にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和3年は9.3%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。
- (2) 経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

### **4. 地方税関係**

- (1) 固定資産税の抜本的見直し

令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

  - ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
  - ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。



③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

## (2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

## (3) 超過課税

## (4) 法定外目的税

# **5. その他**

## (1) 配当に対する二重課税の見直し

## (2) 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

## (3) 電子申告

## 利益相反取引の報告について

公益社団法人板橋法人会 理事会運営規則第 14 条の規定に基づき、下記の取引について、報告します。

取引の内容	公益社団法人板橋法人会 意見交換会ケータリング業務委託
取引の相手方	板橋区板橋4-4-2 セントラルフーズさんいち 株式会社 代表取締役 松坂美帆
取引の金額	¥166,000- (消費税込み)
履行期間	令和5年9月29日から令和5年9月29日まで
履行場所	板橋区氷川町39番2号 板橋法人会館 3階会議室
委託の内容	ケータリング業務一式 (料理・飲物の提供、設営、運搬、器材提供、人員手配)
適用	令和5年9月29日開催の理事会において、理事会運営規則第13条の規定に基づき承認を得た当該取引について、承認された内容と同一の内容で契約したため、同規則第14条の規定に基づき報告するものである。

## 利益相反取引の報告について

公益社団法人板橋法人会 理事会運営規則第 14 条の規定に基づき、下記の取引について、報告します。

取引の内容	公益社団法人板橋法人会 第11回通常総会懇親会 ケータリング業務委託
取引の相手方	板橋区板橋4-4-2 セントラルフーズさんいち 株式会社 代表取締役 松坂美帆
取引の金額	¥900,000- (消費税込み)
履行期間	令和5年6月13日から令和5年6月13日まで
履行場所	板橋区大山東町51-1 板橋区立文化会館 大会議室
委託の内容	ケータリング業務一式 (料理・飲物の提供、設営、運搬、器材提供、人員手配)
適用	令和5年9月29日開催の理事会において、理事会運営規則第13条の規定に基づき承認を得た当該取引について、承認された内容と同一の内容で契約したので、同規則第14条の規定に基づき報告するものである。

## 利益相反取引の報告について

公益社団法人板橋法人会 理事会運営規則第 14 条の規定に基づき、下記の取引について、報告します。

取引の内容	公益社団法人板橋法人会 全体委員会 ケータリング業務委託
取引の相手方	板橋区板橋4-4-2 セントラルフーズさんいち 株式会社 代表取締役 松坂美帆
取引の金額	¥240,000- (消費税込み)
履行期間	令和5年6月27日から令和5年6月27日まで
履行場所	板橋区大山東町51-1 板橋区立文化会館 大会議室
委託の内容	ケータリング業務一式 (料理・飲物の提供、設営、運搬、器材提供、人員手配)
適用	令和5年9月29日開催の理事会において、理事会運営規則第13条の規定に基づき承認を得た当該取引について、承認された内容と同一の内容で契約したため、同規則第14条の規定に基づき報告するものである。

# 開催案内（案）

資料16

令和5年10月11日  
正副会長会資料

令和5年10月 日

会長・副会長 様  
常任理事・理事 様  
監事 様

(公社) 板橋法人会  
会長 森 田 稔

## 令和5年度 納税表彰式への参加について（案内）

時下、益々ご清栄のことと存じます。

さて、令和5年度 納税表彰式は、下記のとおりです。

ご多用のところ大変恐縮でございますが、万障お繰り合わせの上ご出席いただきたくご案内申し上げます。

なお、出欠のご連絡を、FAXで「法人会事務局」あて、10月25日（予定）までにお願ひ致します。

### 記

- 1 日 時 令和5年11月20日（月）
- 2 会 場 (1) 表彰式 16時00分 開式  
板橋区立文化会館 2階小ホール  
板橋区大山東町51-1
- (2) 祝賀会 17時45分 開宴  
板橋区立文化会館 4階大会議室
- 3 会 費 2,000円（当日、受付にて申し受けます）  
※祝賀会出席者のみ会費をいただきます。

== FAX 3964-2255 ==

「令和5年度 納税表彰式及び祝賀会」

**【表 彰 式】に 出 席 ・ 欠 席 します**  
**【祝 賀 会】に 出 席 ・ 欠 席 します**

（どちらかに○印を付けて下さい。）

氏 名 \_\_\_\_\_

資料17-1

令和5年10月11日  
正副会長会資料

## 開催案内（案）

令和5年10月11日

正副会長 各位  
常任理事 各位  
理事（支部長・部会長除く） 各位  
監事 各位

様

公益社団法人 板橋法人会  
会長 森田 稔

令和5年度 署長講演会の開催について（依頼）

税務協力6団体では、板橋税務署長を講師にお招きして、「署長講演会」を下記により開催いたします。

については、ご多忙のところ大変恐縮でございますが、万障お繰り合わせの上ご参加いただきたくご案内申し上げます。

なお、出欠のご連絡を、FAXで「法人会事務局」あて、11月7日までにお願い致します。

記

1. 日 時 令和5年12月5日（火）午後2時00分 開演
2. 会 場 板橋区立グリーンホール 601会議室  
板橋区大山東町51-1 TEL：3579-2222
3. 演 題 「日本の財政と相続税」
4. 講 師 板橋税務署長 高橋修司氏
5. 申込先 （公社）板橋法人会 板橋区氷川町39-2
6. 申込方法 下記「署長講演会」参加者名簿をFAXで提出願います。

FAX：3964-2255 TEL：3964-1413

「令和5年度 署長講演会」

・参加  
・欠席  
します

（どちらか○印を付けて下さい）

氏 名

## 開催案内（案）

令和5年10月11日

支部長 各位  
部会長 各位

公益社団法人 板橋法人会  
会 長 森 田 稔

### 令和5年度 署長講演会の開催について（依頼）

税務協力6団体では、板橋税務署長を講師にお招きして、「署長講演会」を下記により開催いたします。

については、ご多忙のところ大変恐縮でございますが、会員の皆さまの出席について格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

1. 日 時 令和5年12月5日（火）午後2時00分 開演
2. 会 場 板橋区立グリーンホール 601会議室  
板橋区大山東町51-1 TEL：3579-2222
3. 演 題 「日本の財政と相続税」
4. 講 師 板橋税務署長 高橋修司氏
5. 申込先 （公社）板橋法人会 板橋区氷川町39-2
6. 申込方法 下記「署長講演会」参加者名簿をFAXで提出願います。

**FAX：3964-2255 TEL：3964-1413**

7. 提出期限 令和5年11月28日（火）

※板橋法人会の動員目標は55名（予定）です。

### 「署長講演会」参加者名簿

	第	支部長・	部会長
参加者名		参加者名	

# 11/20/24 納税表彰式

## 2 受彰者及び連絡部門

一般参列 40名程度

### 【局長表彰】

○ 大野 喜一 納 貯 管理運営部門

資料19  
令和5年10月11日  
正副会長会資料

### 【署長表彰】

○ 丸山 恵子 納 貯 管理運営部門  
○ 中村 将夫 青申会 個人課税部門  
○ 栗田 肇 青申会 個人課税部門  
○ 大山 悦子 青申会 個人課税部門  
○ 山上 吉弘 法人会 法人課税部門  
○ 篠 連一郎 法人会 法人課税部門  
○ 浅川 文夫 法人会 法人課税部門  
○ 大澤 雄一 間税会 法人課税部門  
○ 渋谷 透 酒 販 法人課税部門  
○ 渡邊 令子 租税教育 総務課

### 【署長感謝状】

○ 相賀 純子 納 貯 管理運営部門  
○ 梶山 利明 青申会 個人課税部門  
○ 本宮 正博 青申会 個人課税部門  
○ 篠田 良夫 青申会 個人課税部門  
○ 大室 進 青申会 個人課税部門  
○ 打田 重雄 青申会 個人課税部門  
○ 伊澤 英一 法人会 法人課税部門  
○ 松坂 美帆 法人会 法人課税部門  
○ 松島 吾 法人会 法人課税部門  
○ 鈴木 浩美 法人会 法人課税部門  
○ 株式会社 スーパーみらべる 広 報 総務課

### 【署長感謝状（租税教育推進校等）】

○ 板橋区立高島第五小学校 総務課

補佐

※上記以外の感謝状等の受彰者に対する連絡については、別途お願いに伺います。